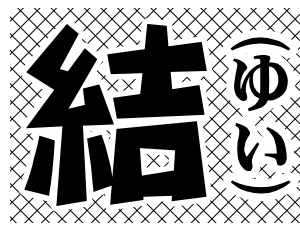


非正規センター・ゆい会員通信

2009年9月23日
第4号



NPO法人ゆうせい非正規労働センター

東京事務所

東京都千代田区外神田6-15-14-502

関西事務所

兵庫県姫路市西中島208-4-201

Tel&Fax 079-222-0738

第2回総会開催

特定非営利活動法人ゆうせい非正規労働センター第2回総会を下記の通り開催します。

非正規センター(ゆい)の年度は10月1日~9月30日となっておりますが、ゆうメイト全国交流会開催と同時開催とするため、11月開催となっております。

「正会員」の皆さんの出席をお願いします。

日時	2009年11月15日(日) 12時~13時 (13:30より「第6回ゆうメイト全国交流会」)
場所	大阪・東淀川人権文化センター
議題	第2回総会議案の討議と決定 (次ページ以降に「第2回総会議案」掲載)

「第6回ゆうメイト全国交流会」同日開催

《東淀川人権文化センター》



- 日時 2009年11月15日(日)
- 13時開場 13時30分開会
- 場所 大阪・東淀川人権文化センター
- 主催 NPO法人 ゆうせい非正規労働センター
- 【第一部】
- ★講演
 - ・ 鴨 桃代さん(全国ユニオン会長)
 - ・ 「派遣村のたたかひの意義と課題」
- ★パネルディスカッション
- 《スキル評価の総点検》
- ★各地からのたたかひ報告
- 【第二部】(18時15分~20時)
- ★懇親交流会
 - ・ 寸劇・歌など予定

《非正規センター(ゆい)第2回総会議案》

1, 2008年度の主なとりくみ

(1) 事務局会議

- ・第1回事務局会議 2008年12月6日 岡山
- ・第2回事務局会議 2009年3月28日 岡山
- ・第3回事務局会議 2009年9月6日 大阪

(2) 会員通信「結(ゆい)」の発行

- ・2008年11月25日 準備号
- ・2009年1月17日 第1号
- ・2009年3月6日 第2号
- ・2009年6月26日 第3号

(3) ゆい学習・交流会の開催

- ・2009年2月8日
「近畿期間雇用社員学習・交流会」 大阪・弁天町市民学習センター
- ・2009年6月14日
「非正規センター(ゆい)首都圏学習交流会」 秋葉原和泉橋区民館

(4) 学習資料の発行

- ・第5回ゆうメイト全国交流会 後藤先生講演パンフ
「格差社会をどうつくりかえるか」
(ゆうせい非正規ブックレットNo.1)
- ・《ゆい・学習シリーズNo.1》
「職場の権利ブック(1)」発行(2009年4月)
- ・《ゆい・学習シリーズNo.2》
「職場の管理ブック(2)」発行(2009年8月)

(5) 全国一斉電話相談の実施

2009年3月9日 全国7箇所電話相談

(6) 通年的なメール及び電話相談の実施

今年度はJ P E X関係もあり、電話相談多数。
メール相談は、平均すれば1日1件程度。

(7) 岡山支店期間雇用社員萩原さんの雇止め撤回裁判

- ・9月25日に原告側証人尋問を終え、最終意見陳述書の提出、そして結審、判決と来年早々には判決の予定。

2, 略称の決定

本法人の略称を「非正規センター(ゆい)」とします。

3, 賛助会員入会金の廃止

今後の非正規センター(ゆい)の活動を広げ、会員拡大を進めていくため、さらには、決議権のある正会員と決議権のない賛助会員の加入時における会費及び入会金が同額となっていることを見直



し、賛助会員については入会金は今年度から徴収しないこととします。なお、定款第8条において「会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。」となっており、定款の変更なく、総会の決議で賛助会員の入会金の廃止を決定できます。

よって、第2回総会において、賛助会員の入会金を廃止し、当法人の入会金及び会費について、下記の通りに変更することとします。

- (1) 正会員入会金 2,000円 正会員会費 2,000円(1年間分)
- (2) 賛助会員会費 2,000円(1年間分)
- (3) 賛助団体入会金 2,000円 賛助団体会費 1口 2,000円(1年間分)
(1口以上、口数の上限は設けない。)

4. 本年度の活動方針

2009年は、アメリカの金融危機を引き金として世界同時不況といわれる経済危機の中で迎えることになり、自動車産業などの大企業も含め、住んでいる住居をも追い出されるという情け容赦のない「派遣切り」が行われました。

それに対し、「派遣村の闘い」なども進められ、社会的に大きな問題となり政府に対し雇用保険制度の改正を実施させるなど、社会的に大きな関心を集めると同時に様々な派遣切りを許さないとりくみが全国で取り組まれました。

一方、郵政グループにおいても、総務省の認可も受けない中で、一方的にペリカン便とのゆうパック事業統合によるJPEX設立が進められ、それにとまなう雇止め、労働条件切下げが強行されてきました。

ただ、総選挙における民主党の圧勝を受け、長期自民党政権の崩壊、民主党・社民党・国民新党連立政権が発足することになり、JPEXへの完全統合は見送られ、とりあえず、雇止めの撤回、労働条件の現行への復帰がなされてきていますが、しかし、郵政は認可申請を継続するとしており、今後も予断を許さない状況となっています。

さらには、「郵便物の減少」「経費節減」を強調し、勤務日数及び勤務時間の削減、さらにはスキルダウンやスキルの固定化も全国的に大きな問題となっている状況にあります。

これら、情け容赦のない派遣切り、雇止め・労働条件改悪は、非正規雇用労働者が文字通り「雇用の調整弁」として、会社の都合により大量雇用され、また大量に使い捨てられるという、まさに非正規雇用労働者を「もの」として扱う資本の論理の問題点を私たちに厳しい現実として突き付けてきているといえます。

私たちは、このような非正規雇用労働者に対する厳しい状況の中で、非正規雇用労働者、とりわけ郵政期間雇用社員の全国を貫くネットワークづくりをめざし、基本的にはNPO法人結成の初年度の方針を引き継ぎながら、活動を進めていくことにします。

① 会員拡大

別途配布予定の非正規センター(ゆい)紹介リーフレットを活用し、全国的な期間雇用社員のネットワークを作り上げていくため、会員拡大を本年度の最重要課題として取り組みます。

② 労働相談の取り組み

通年的なメール相談及び第1・第3火曜日の電話労働相談を継続していきます。

③ 学習資料の発行

- ・「職場の権利ブック(3)」の発行(賃金制度)
- ・「労働条件Q & A」本年度2回発行予定
- ・会員、ホームページからの呼びかけ等により、「期間雇用社員の実態報告集」(職場の声)を発行

④ 全国一斉電話相談の実施

全国一斉電話相談を継続してとりくみまう。

⑤ 学習交流会の開催

- ・各地方で今年度最低1回地方別学習交流会開催を追求する
- ・職場、地域で少人数により学習交流会の開催

5. 会計規則の決定

NPO法人として活動を進めていくためにも、会計規則が必要とされます。別紙の通り会計規則を本総会で決定することとします。

なお、まだまだ財政基盤が確立されていない中で、会計規則に沿った旅費支給などに困難を生じた場合は、理事会で協議し予算の執行にあたることとします。

会 計 規 則 (案)

特定非営利活動法人ゆうせい非正規労働センター(以下「本法人」という。)の会計については、下記の通りとし、下記項目に該当しない場合及び特に支出が必要な場合については、理事会で個別に決定することとする。

なお、毎年度ごとに収支決算書を作成し、総会で承認を得なければならない。

1条 収入

収入は、入会金、会費、事業収入(学習資料代金・学習会等の参加費等)及びカンパとする。

2条 旅費

旅費については、会員自宅から各会議等の開催地までの往復交通費とし、必要な場合は宿泊費を含むものとする。宿泊費支給については、理事長が決定し、理事会の承認を得ることとする。

(1) 総会(年1回)

出席した理事、監事に支給する。

(2) 理事会(必要な場合)

出席した理事、監事に支給する。

(3) 全国事務局会議(年1回)

出席した理事・監事及び及び各地域代表者1名について支給する。

各地域については、都道府県を単位として、理事会で決定する(この「各地域」については本規定の「各地域」すべてに適用する)。

なお、各地域の代表者については、理事会が決定した各地域の事務局が決定する。

(4) 事務局会議(必要回数)

上記(3)項を適用する。

(5) 学習会・交流会等への本法人の講師派遣に伴う旅費

講師は1名として、1名分を支給する。

(6) 学習会、交流会への本法人以外の講師に関する旅費等

本法人以外の講師については、交通費及び講師代を含め理事会でその都度決定する。

(7) その他、本法人の活用に必要な諸団体との交流、会議、闘争支援等。

その都度、理事長が必要と認める場合に支給する。

3条 事務費

事務費については、本法人の活動に必要な書籍購入等を含んだ事務に関わるすべての費用を領収書に基づき支給する。

なお、領収書が添付できない場合は支出明細を添付する。

4条 会議費

総会、理事会、事務局会議、本法人が開催する学習会・交流会の会場費を支給する。

なお、会議に必要な書類作成等諸費用については3条「事務費」により支給する。

5条 予備費

予備費の支出については、理事長が決定し、理事会の承認を得ることとする。